

平成22年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年9月22日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月22日 午前9時00分宣告(最終日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹		
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 企 画 情 報 課 長	鈴木 智久
		総務課長	江上 文啓		
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 住 民 課 長	犬飼 博初
		次 長 兼 保 險 医 療 課 長	上田 実	次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	佐藤 一夫
		環境課長	村上 勝芳		
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	西川 和彦
		まちづく り 推 進 課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会 計 管 理 者 兼 会 計 管 理 室 長	小酒井敏之		
	上下水道部	部 長	佐野 宗夫	下 水 道 課 長	絹川 靖夫
		水道課長	伊藤 満		
	消 防 本 部	消 防 長	山内 巧	総務課長	浅野 睦
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	部 長	加賀 松利
		生涯学習 課 長	川合 保		
委 員 長 及 び 委 員	代 表 監 査 委 員	平野 正雄			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	橋本 浩之
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第54号 表彰について
- 日程第2 議案第56号 蟹江町野外活動センター設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第3 議案第55号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第4 議案第57号 河川法二級河川（小切戸川）の指定の変更について
- 日程第5 議案第59号 平成22年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第60号 平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第61号 平成22年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第62号 平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第63号 平成22年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第64号 平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第65号 平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 認定第1号 平成21年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第2号 平成21年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第3号 平成21年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第4号 平成21年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第5号 平成21年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第6号 平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第7号 平成21年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第8号 平成21年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第9号 平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第10号 平成21年度蟹江町水道事業決算認定について
- 日程第22 発議第8号 憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書の提出について
- 日程第23 発議第9号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について
- 日程第24 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 伊藤正昇君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成22年第3回蟹江町議会定例会の最終日の予定でございます。ご協力のほどよろしく申し上げます。

皆さんのお手元に発議第8号及び発議第9号の意見書提出議案、総務民主、防災建設の各常任委員会の審査報告書が配付してあります。

また、議員の皆さんには、平成21年度中学生海外派遣交流事業報告書、蟹江町教育委員会点検評価報告書、平成22年第1回、第2回臨時会、第2回定例会の会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いをいたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長 伊藤正昇君

日程第1 議案第54号「表彰について」

日程第2 議案第56号「蟹江町野外活動センター設置及び管理に関する条例の廃止について」

を一括議題といたします。

本案は、総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 山田邦夫君、ご登壇ください。

(3番議員登壇)

○総務民生常任委員長 山田邦夫君

総務民生常任委員会に付託されました2案件につきまして、去る9月6日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第54号「表彰について」を議題としました。

質疑、討論もなく、全員賛成により可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「蟹江町野外活動センター設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題といたしました。

多少の質疑がありましたので、ご報告します。

質疑に入ったところ、野外活動センターを廃止することについて親子キャンプなどに参加された方たちから何か意見は出たのかという内容の質疑がありました。

これに対し、あったほうがいいという意見、いろんなキャンプに参加されている方からは質の高い要望があるが、残してほしいという意見が少しはあったという趣旨の答弁がありました。

次に、意見を出された方は、今後残すとすればこうなる、壊すとすればこうなるということは知っているのか。残すためには多額のお金が必要であるということなどの話はされたのかという内容の質疑がありました。

これに対し、アンケートを毎回親子キャンプなどの事業のときにはとっている。このアンケートで施設自体が今年度で廃止するということを知っている。アンケートの中で、来年から他の場所を探して行うとすると、参加費などがどのくらいの金額であれば参加できますかということで、1万円、8,000円、6,000円という金額設定でアンケートをとっている。その結果は、1万円までは払えない、8,000円、6,000円というところが非常に多くあった。また、存続の場合の改修費などの金額の話も少ししてあるという趣旨の答弁がありました。

次に、この野外活動センターがなくなると仮定すると、蟹江町は野外活動センター的なものを今後はどこか借りてやっていくだとか、そのようなことを考えているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、親子キャンプは夏休みが始まるとすぐにやっていた。同じような事業を計画しようと、その時期にキャンプ場を押さえられるか問い合わせをしたが、3年後しかとれないという状態で、キャンプを同じような形でするのは難しく、他の形でキャンプなどをやれないか考えているという趣旨の答弁がありました。

ほかに若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第56号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

(3番議員降壇)

○議長 伊藤正昇君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第54号「表彰について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第54号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第2 議案第56号「蟹江町野外活動センター設置及び管理に関する条例の廃止について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第56号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第3 議案第55号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」

日程第4 議案第57号「河川法二級河川（小切戸川）の指定の変更について」

を一括議題といたします。

本2案は、防災建設常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 山田乙三君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○防災建設常任委員長 山田乙三君

それでは、ご報告させていただきます。

防災建設常任委員会に付託されました2案件につきまして、去る9月6日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第55号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたしました。

質疑、討論もなく、全員賛成により可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号「河川法二級河川（小切戸川）の指定の変更について」を議題といたしました。

次に、審査に入ったところ、この呼称は「こぎりど」というのか「おぎりど」というのか、どちらが正しいのかという内容の質疑がありました。

これに対し、県の調書では「おぎりど」の二級河川と位置づけられているという趣旨の答弁がございました。

次に、よく無駄な公共投資、無駄な事業だと言われるが、その観点からなぜこのような措置をとったのか詳しく説明してほしいという内容の質疑がございました。

これに対し、平成12年9月11日から12日にかけての東海豪雨で、福田川流域で河川がはんらんし、大治町内が浸水いたしました。これが対象となり、県が床上浸水対策特別緊急事業に基づき排水機場をつくり、小切戸川の福田川沿いの左岸の水路を廃止したという趣旨の答弁がございました。

次に、小切戸川の下流である蟹江町にとって集中豪雨があった場合に、小切戸川を福田川で切り、あとは福田川からこちらを流れるので、流量はかなり少なくなるのか。従来と比べてどのようになるのかという内容の質疑がございました。

これに対し、従来の小切戸川に比べて、福田川を境に従前の上流部と下流部に分けてあり、今回は福田川を越えてからの部分が流域となるので流域面積は従前に比べて減る。しかも今回進めている蟹江川との小切戸川の排水機を整備しているので、洪水などに対してはかなりメリットがあるという趣旨の答弁がございました。

ほかに若干の質疑がございましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第57号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

(12番議員降壇)

○議長 伊藤正昇君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第3 議案第55号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第55号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第4 議案第57号「河川法二級河川（小切戸川）の指定の変更について」の委員長報

告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第57号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第5 議案第59号「平成22年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

9ページの一番上にあります緊急雇用創出事業費補助金というところでお伺いをいたします。この件につきまして、初日の提案説明の折に菊地議員からもご質問ありましたので、もしかしら内容がダブるかもしれませんが、少し確認をしておきたいことがありますので、質問させていただきたいと思います。

この国のほうの施策であります緊急雇用の創出ですけれども、この事業に関連してどれぐらいの人が新規に採用されるのか、またそれは蟹江町の人なのかどうか、委託した先の事業者のことなのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、この事業に関連しまして、この事業を利用してできることがあるんじゃないかという視点で1回お伺いしたいんですけれども、先日19日の土曜日に、私、舟入の河川の状況を自転車でですね、このごろ自転車に乗るようになりましたので、自転車で視察に行きました。視察というより見に行ったわけですけれども、そこで、蟹江町が水辺スポットということであの辺を整備しているということは事業としてありますので、その状態を見に行きましたら驚きました、本当に。つくったものが見えないほどの草とごみで、一体何がつくってあるのかわからないというように、放置されたような状態になっておりました。ここに既に数千万円もの税金をつぎ込んで河川の環境をよくするというところでやっているわけですけれども、余りの惨状に私は驚いたんですけれども、これはこういう現状というのを知って放置しておるのかどうか。私は、この草を刈るとかごみを取るとかということは大変な作業ですので、しかも延長が長いですから右岸堤も左岸堤も、非常に長い工事なもんですから大

変に人手もお金もかかると思うんですけれども、こういった緊急雇用みたいなものを利用しながらその問題というのは解決できないんだらうかというふうに思いましたので、その辺の実情に合わせてご答弁をお願いしたいと思います。

○総務課長 江上文啓君

答弁させていただきます。

まず、緊急雇用創出事業補助金でございますが、こちらにつきましては、雇用者といたしましては予定4人を考えております。そのうち、新規雇用に当たるのは3人だと予定しております。その3人につきましては、まだ業者さんがどちらになられるかわかりませんが、受託をされた業者さんが地元の公共職業安定所等で募集をいたしまして、3人の方を新規に雇用していただく予定です。ちなみに、蟹江町の方が雇用されるかどうかというのは、その辺につきましてはちょっと今の段階では何とも申し上げられませんが、職安を通じて募集をいたしますので、蟹江町の方が雇用される可能性もあるかと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○産業建設部長 水野久夫君

水辺スポットのツタの件でございます。

議員が行かれたときは非常にツタが多いという状況だったそうですけれども、現在うちのほうとしましては、定期的などいいますか、年に2度ほどの草刈りも入れておりますし、前にもお話をしましたが、協働まちづくりのほうから、ふるさと事業のほうで団体登録をしていただいた方の活動もしていただいております。それから、地元の町内会のほうの役員さんの方々にも草刈りをしていただいて、すごく草が多いという状況ではなかったと思っておりますけれども、ただ、時期として草刈りをする前とかなんかにはそういうような状況になり得るかもわかりませんが、いろんな方法を取り入れながら草の管理はしておるつもりであります。また、今後についても、実際今までは左岸側でそういった活動をしてございましたけれども、右岸側についてもまた新たな地域の方々の力をおかりしながら草の管理をしていきたいというふうに考えております。

○8番 中村英子君

そうしますと、第1番目の質問ですが、蟹江町の人なのかどうかかわからないと、事業を受けた人がこれをハローワークに応募をかけるというようなことでありますので、町内の雇用に役立てるのかどうかということはこの時点では全くはっきりしないということだと思っておりますが、そもそもこの事業をこのような形で、蟹江町の人雇われるかどうかかわからない事業者に対してやっていこうという計画の発端ですけれども、その発端がどういうものであったのか、果たして本当にこのことがほかの事業に比較して優先されるべきものなのかという観点から、もう少し事業がここに至った背景についてお伺いしたいと思いますし、それから、どこのどういう事業者に委託をするのかということも明確にさせていただきたいと思

ます。

それから、蟹江川の話ですけれども、草を管理していると言っておりましたけれども、現場を見に行ったら唖然としますね。1メートル以上の草が全部覆ってしまっていて、そして何がここにつくってあるのかわからないですよ、右岸なんか。ものがつくってある実態が何なのかさえわかりません。水辺スポット何とかという表示がありますけれども、そこの周りも1メートル50ぐらいの草で覆われていますよ。これはお金を数千万もかけてつくったものが全く手入れをされていないと見えるような状態に放置されているとしか思えないですよ。あれで草管理しておるといいういわけ、私はちょっと不思議でなりませんけれども。そして左岸のほうですが、確かに遊具とかがありまして、その日も少し親子連れが来ておりました。遊具の周りは申しわけ程度にやって、草は乱雑な状態である程度取られて、遊具の周りはそういう状態になっていたんですけれども、それにしてもそこの中にはこんなに大きな草の株とかがいっぱいありまして、とても小さな子がよちよちするには危ないような状態に放置されているんですよ。これで草を管理しているということは私はとても言えないと思うんですが、もしよろしければきょう終わってからも議員の皆さんに現場を見に行っていたきたいと思うぐらいの惨たんたる状況だというふうに私は受けとめてきました。

それで、今年度の予算が執行されていないのかどうかちょっとその辺の確認は私できませんけれども、供用開始前なのでこういうことなのかな、完成したら違う状況になるのかなというふうに思ったんですけれども、しかし、供用を待って先につくったものが余りにも草に覆われて汚れた状況で放置されているような状況というのは全く好ましくないもので、これは最初から、環境のことを考えれば、きちんと工事着工の時点から周りをちゃんとしておくと、草なんか生えないようにしておくというやり方をすべきではないかと、お金を使った分だけもったいないという気がしてなりませんでしたね。

部長は管理していると言うんですけれども、草のない状態というものを維持するのが管理者のやることであって、1カ月に30センチも40センチも伸びちゃってから刈りました、また何メートルも伸びたから年2回刈りましたということではなくて、これは草のない状態、フラットな状態をきちんと整備するというのが役場の皆さんのやることではないでしょうか。私は、あれはかなり長いですから、距離がありますので、お金は非常にかかるなと思ったんですが、その辺のところも町費で難しければ、この雇用創出だとかいろんなところで働く皆さんの機会をつくってあげると、また雇用創出だけでなくもいいんですけれども、いろいろなやり方ありますので、そういう人たちを入れながら、これは草のない状態というものを維持するようなことをしていかなければならないと思いますけれども、どうでしょうか。

それから、地域の皆さん、町内会の皆さんやほかの方々にお手伝いしていただきながら、一緒になってそこをつくっていくという考え方はまた素晴らしいことでいいんですけれども、しかし、それも年に数回何かお願いするという状態でのやり方だったら可能かもしれません

けれども、草のない状態を維持するようなことでしたらこれは業者とか専門にそのことを担当する人がいないと、とてもこの現実には維持できないというふうに私は思いますけれども、その辺の見解についてお伺いしたいと思います。

○産業建設部長 水野久夫君

ご指摘いただきました水辺スポットにつきましては、現場の管理を回数をふやして管理しながら、今議員申されましたこの緊急雇用などいろんな手法を取り入れて、できる限り適切に対応をさせていただきたいと思います。

○総務課長 江上文啓君

答弁させていただきます。

緊急雇用創出事業を計画した経緯について説明させていただきます。まず1点目は、6月議会の一般質問で松本議員のほうからも、大人の防犯マップをつくったらどうだというご意見をいただいたと思います。それも一つの参考にさせていただきました。次に2点目でございますが、6月議会後だったと思いますが、県のほうから緊急雇用創出事業について2次募集というか、追加募集がございまして、これは初日にも説明させていただいたかと思いますが、100%補助される事業でございますので、私どもといたしましてもこういった地域防犯マップ、地域安全マップといったようなものをつくりたいと考えておりましたので、しかも100%補助いただけるものであるならば、県のほうに申請をしてぜひ補助を受けたいということで作成に至りました。なお、この防犯マップというか、地域安全マップにつきましては、前にもお話しさせていただいたかと思いますが、交通安全とか犯罪、あと火災等の調査や情報化を行い、地域安全に貢献したいということでマップを作成するという結論に達したものでございます。

次に、業者でございまして、これにつきましてはまだ契約等もしてございませぬので、どちらになるか決まっておきませんが、基本的にはコンサルタント会社等に委託することになるかと考えております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

中村議員の質問にちょっと追加で補足をさせていただきたいと思います。

おっしゃるとおり、私も、1週間に1度とは言いませんが、2週間に1度ぐらいは必ずあの前を通るようにしております。それで、実はご存じのように水辺スポットの事業は今年度が最後であります。それで、右岸堤のほうにトイレの設置、それから、できれば町民の皆さんの憩える場所、バーベキューになるのかわかりませんが、そういう施設も同時にオープンしたいなということも含めて、右岸堤の今整備をしているわけでありまして。左岸堤の場合は、協働まちづくりモデル事業でもって、舟入地区の皆様方が本当にきちっと管理をしていただいております。

実は、先般も我々若手職員の会で、7月だったと思いますが、余りの惨状で、県にお願いをしたんですが、まだ供用開始をされていないということもありましたし、我々にできることはということで、職員、私も含めて、ちょうど蟹江川のパトロールの日であったと思うんですが、そのときに一緒になって実は草刈りをやらせていただきました。ちょうど対面の舟入側では舟入の皆様方が草刈りをしておみえになりました。お互いに声をかけ合いながら、これからいろんなことでまた協力してくださいということで、非常に友好ムードがあって、今度我々も右岸堤の供用開始のときにはぜひとも地域の皆さんと一緒に、また業者の方が入られるかもわかりませんが、まさに中村議員の言われたように、伸びたい放題の草じゃなくて、きちっとした草の管理をやっていききたいな、こんなことを今思っておりますので、何とぞもうしばらくお時間をいただきたいというふうに思います。

また、地域の議員の皆様方にもこの際お願いであります。我々も精いっぱい頑張らせていただきます。それで、議員の皆様方も相当関心を持って今おみえになっていると思いますので、できれば我々と一緒になって、地域の皆さんと一緒に、草刈り並びに管理をしていききたいな、お願いであります。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○8番 中村英子君

私もあれを見ましたときに、町長もこの実情を知っているんだろうかどうだろうかというふうに疑問に思ったぐらいですね、ちょっと状況としてはよくなかったと思うんですが、今もお話ありましたように、供用開始するまでというお話あったんですが、これは町が財政上の理由で年次計画でやることは過去にもたくさんありました。日光川のウオーターパーク等もありましたけれども、年次計画でやる場合に、1年前につくったもの、2年前につくったもの、3年前につくったものが供用開始を待つということで、野放しの状態に放置されてしまうという事実なんですよね。それで、町民からも、ウオーターパークのときでもそうですけれども、悪くなっているような状況になっているじゃないみたいなことを言われたこともあるんですが、供用開始前であっても、きちんと工事を始めたエリアについては町が環境の管理をするということは当然だと思うんですよ。その辺のところは供用開始までつくったものを放置したら、汚れたり何がつくってあるのか、ここに税金が投入されてあるのにわけがわからないというような状況であってはならないと思うんですよ。ですから、幾ら年次計画であったとしても、年次計画の最初るときからそのエリアはきちんと町のほうが管理するという姿勢で、その維持管理費も考えながら物事をやっていかなきゃいけないと、そういうふうに思いますので、ぜひともそんなふうに考えを改めていただきたいと思ひます。

それから、地域の皆さんとのご協力とかいろんなことで、地域にある施設をみんなで維持していこうということはわかるんですけれども、先ほども言いましたように、草のない状態を維持しなきゃいけないということになりますと、かなりの維持管理費がこの場所にもかか

ってきますね。それで、私が言いたいのは、もしこのような維持管理が費用的に難しいとかできないというようなことであるなら、新たに公園をつくってそちらにお金を投資するというようなことが是か非かという考え方になってくると思うんですよ。私は、一方でつくったものが放置されているような状態で新たに新しい公園づくりをしようだとか、その辺の考えは少しどうかなというふうに思えてなりません。今回も蟹江城の城址の跡に公園をつくるということで二千数百万円の税金がかかるというふうに言われておりますけれども、一方が草だらけなのに、一方に新しい公園をつくるというようなことはぜひやめていただきたいと思うんですよ。一つつくったものがきちんと維持管理され、清潔な状態で有効に利用されるということがあって初めて次のことができるということです、そのような状況がつかれない前に新しい公園に税金を投資すると、そのようなことは私は許されんというふうに思いますので、きちんとその辺のところは考えてやっていただきたいと思います。

以上です。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

この予算項目について、産業建設部長にたまたま水辺スポットの管理の状況が及んだわけですが、私もこのやり方については意見がありますので、産業建設部で何とか努力してほしいということをお尋ねします。

水辺スポットというんですが、公園的なものですね。しかし、県がああいう護岸をつくったというのは、従来の矢板とかコンクリートで護岸をしないで、草が生えてくるような護岸にしたいという構想であの距離はできておるわけですね、ぐり石みたいなのを組んだり。琵琶湖畔を私はきちっと見てきたことがあるんですが、植生護岸といいまして、水際に生えてくる植物を生えるようにする。その植物はわけのわからん雑草でないほうがいいんですね。ガバとかヨシとか、多少そういうのがうまくいくといいな。出てきたのがわけのわからん雑草でしょっちゅう切り取るということでは植生護岸の意味なきないわけです。そういうガバとかヨシとかが生えていると、その根元の辺で昆虫がすんで、そして、その植物の水のやりとりで、まさにCOP10なんですが、生物多様性で水がきれいになる、多様な昆虫、その他の植物がすむということによって環境が保たれる。これ琵琶湖は実に全面にわたって大変な努力をしたわけです。それをまねて県もああいうものをつくってくれたんだと思うんですね。

それで、水際の管理、それから水から上がった上の部分、堤防ののりの部分、こういうところとは区別して、雑草が生えていてはいかんとところはきちっと管理する、水辺は水辺スポットと言われるように植生護岸をできるだけ管理する。それは生えているから植生護岸、が刈り取ってしまったのは植生護岸ではないわけです。そこら辺の管理の姿、イメージを確立してこれからやってほしい。定期的に草刈るんだという感覚ではそれはとてもだめです。おわかりだと思うんですが、全国でいろんな川をきれいにするという努力をしておりますので、

蟹江川は特に川をきれいにしたいと思っているあそこが象徴的な場所ですので、そういうふうにイメージを見定めて管理してほしいと思います。産業建設部長、ご意見をお願いします。

○産業建設部長 水野久夫君

今、山田議員が言われますように水の中の部分、護岸部に蛇かごが入っておりまして、水の中の部分とそれから中村議員が言われました陸地の部分の管理を別々にしなきゃいかんと思います。蛇かごのほうにつきましては、今はそれなりの例えばヨシですとかガバとかというのを植えているわけじゃございません。一部、舟入側については団体の方でそういったものを植えていただいて生えておりますけれども、それ以外のところはほとんどそれようなものを入れたというところはございません。主体となるのが中村議員さっき言われました陸地部分の草が非常に目につくところだもんですから、私が先ほどお答えしておりました刈り取るというのは陸地の部分の話でございまして、できることであれば今の蛇かご、水の中の部分については、今団体の方でやっていただいておりますような水生植物がうまく育成できれば、それこそ琵琶湖のほうで見られるような川岸になっていくんだろうと思いますので、あくまで水の中と陸地というのは別々の考え方でもって対応をしていかなければならないと思っております。

○3番 山田邦夫君

西側は距離が大分長いですから、やはり東側であの公園のところで植えたように、一挙にやらんでもいいですから、30メートルずつとか、年次かけて、ああいう植生材料を売っているみたいですね、いろんなところで養殖して。そういうものを石垣の間へ植え込むとか、そういうお金は継続的に、大した金額でないと思う、何万円か何十万円というレベルで毎年投じていけば、ただ自然に生えてくる雑草に近い水生植物だけでは全くぐしゃぐしゃの河岸になると思います。ですから、やはり公園に近い形にするためには、水生植物の中でも比較的いいものをぜひ根気よく投資して行ってほしいと思います。お願いいたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

2点ほど伺いたいわけでありまして、1つは、先ほどの中村議員の質問に関連して何うわけでありまして、違うところのともと言いたかったところの部分で、中村議員が言い尽くせていないところについて、少し補足的に質問をしたいと思うわけでありまして。

私は、まず第1に、この雇用創出補助金、これは単年度のものか、永続的なものか、伺いたいわけでありまして。永続的なものと単年度のものとは考え方が変わってきますので、それで承りたいわけでありましてけれども、それをまず聞きたいということが1つであります。

もう一つは、先ほど答弁の中で、業者は決まっていなくてもハローワークで希望する人を求めてというふうになっているわけでありまして、つまり、まだ契約の相手は決まっていないうわけでありまして、決まっていないうのにそういうことが言えるということは、そう

いう条件をつけて契約するというにしか考えられないわけでありましてけれども、そういう契約にするのかどうなのか、承りたいことの2点目であります。

もう1点は、雇用創出というものの考え方ですね、最近におけるとりわけ国も県もですけども、県については若干臨時採用なんかすることもあるかもしれませんが、できれば地域経済の活性化を目指すべきもの、こういう位置づけをしていると思うんです。地域経済を活性化するというのであれば、原則として地元の人に働いていただいて、賃金を払うことによって地域経済に一定の影響を及ぼすだとか、あるいは地域の人を永続的に雇用することによって雇用創出に役立ち、地域経済に役立てるだとか、地域の創出に大いに役立てる方向で支出すべきだ、使うべき、こういう考え方であるべきだと私は思うんです。その点についてどういうお考えでこういう契約の仕方や事業のやり方をやっておられるのか承りたいんです。

○総務課長 江上文啓君

お答えさせていただきます。

まず、第1点目でございます、補助金が単年度か継続されるものかというお尋ねだと思いますが、これにつきましては単年度限りでございます。

次に、2番目でございます、ハローワーク等で新規職員の募集等を契約書の中でうたわれるかというご質問だと思いますが、これにつきましては、実は愛知県の緊急雇用創出事業基金事業費補助金交付要綱というのがございまして、この中で、新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申し込み等で募集しなさいという要綱があるわけですので、こちらがございまして、これを遵守し、私どもとしても契約書の中にその旨をうたっていきたくと考えております。それと、あともう1点でございます。この交付要綱の中の条件といたしましては、新規雇用する失業者に向けられる人件費につきましては、総事業費の2分の1以上になるようにという条件もついてございます。

次に、3番目でございます、地域活性化の件でございますが、実はこの緊急雇用の交付要綱の中でも、新規雇用する労働者の雇用については6カ月以内としという条件がございまして、短期雇用の方しか採用することができないという状況でございます。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

ちょっと今2点目を言うのを忘れちゃったのでなんですけれども、最初に今の問題に関連して承っておくわけでありまして。単年度だとやっぱり臨時採用しか考えられないのかなと思うわけでありまして。しかし、つまり蟹江町が雇用創出について重視しておるならば、これを機会に、先ほど来論議のあることも私は従来から思っているわけでありましてけれども、そればかりではなしに、地域の雇用創出をこの機会に考えていこうと、きっかけにしていくということも一つの考え方ですね。つまり、蟹江町がいわゆる基礎自治体として一定の役割を果

たせるような方向に、自立の町にしていくには、そういう考えがこなされてこそ、そういう能力を発揮できる基礎自治体の役割を果たせることができるわけでありますので、基礎自治体ということについてご存じかどうか知りませんよ。しかし、そういう方向へ向けて努力すべきことだと私は思うんです。そういう点でこの地域経済活性化という点が、こういう契約のやり方や労働者の募集の仕方では地域経済の活性化につながらないですね。そういう点をもう一遍できれば考え方を聞かせてもらいたいということと、せめて業者だけくらい地元でできないかなと思うけれども、地元にもそのような業者みえないのでしょうか。そうでなければほとんど外ばかりになるわけで、地域経済には全然かわりがないことになってしまいます。たまたまハローワークで蟹江の人が雇っていただくことになればそれはいいんですけども、そうはなりませんね。そういう点では地域経済に一定の影響を及ぼすというか、確かに金額的にはそんなに大きな影響じゃありませんけれども、しかし、少なくとも地域経済にどんなに少なくとも役立てる方向に常日ごろから考えていくことが大事なんで、その点のところについて再度承りたいと思います。

2点目をちょっと申し上げるのを忘れちゃったんですけども、11ページで、太陽光発電の予算増額がされておるわけでありますが、太陽光発電について今後の見通しですね、今まで蟹江町で何個くらいに普及ができて、今後大きくふえる可能性があるのかどうなのか、その見通しをできたら聞かせていただきたいと思います。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

緊急雇用の関係ですが、この事業自体は単年度事業には間違いございませんけれども、実際これは長年、過去数年こういう緊急雇用という格好で国のほうで打ち出して、その都度、町としてはいろいろな事業を考えて、この事業を利用させていただいているというのが現状かなと思っています。議員言われるように、確かに蟹江町としてこの事業を地域の活性化という格好で利用していくというのが、そうなればそれは一番いいことでございますけれども、現状としてはそこまでというわけじゃなくて、今、蟹江町が実際、今回でもそうですが、防犯的なことでいろいろと犯罪も多いまちになっている。じゃ、どうしていこうかということ担当のほうでいろいろ考えている中で、たまたまこういう緊急雇用の事業にはまる事業として今回できたもんですから、この財源を町としては利用していこうということでやっているものです。ですから、防犯に限らず、今蟹江町がやっている例えば教育のほうでもICT関係の支援事業がこの緊急雇用でされておりますけれども、こういうのも町として必要なところ、この事業を活用していこうということで今やっていると、そういう状況でございます。議員言われるように、本当に地域活性化という格好でできる事業がもしあれば、この事業の根本的な考え方はそういうことでございますので、どんどんそういう格好で使っていけたらと、そんなふうに思っています。

○総務課長 江上文啓君

地元業者でできないかというご質問だと思いますけれども、この内容につきまして受けていただける業者さんがあれば当然地元の業者さんにお問い合わせできると思いますけれども、そういった経験のあるコンサルティング的な業者さんは多分町内にはないのかなと考えております。

以上でございます。

○環境課長 村上勝芳君

太陽光発電のことについて、21年7月から施行させていただいております補助制度でございまして、21年度に関しましては23件の申請がございまして交付しております。そして今年度につきましては、300万予算をいただきまして、27件を申請いたしまして、今後20件を予定しております。エネルギー意識の高まりもあって、申し込み者も電話でのお問い合わせもありますので、20件のお願いをしていきたいということでございます。

(「今後での見通しはどうか」の声あり)

実績としまして今年度27件既に終わっておりまして、20件今回お願いすると47件、約50件ぐらいありますので、今後この程度の予算化をして進めていきたいと思っております。

○10番 菊地 久君

先ほど出ておりました臨時雇用の交付金の問題は、どうしても納得いかんのですよ、皆さんのやり方がね、説明の仕方が。正直言いまして、基本を本当に皆さんご存じなのかということなんです。去年国が出されてきたのは経済危機対策の臨時交付金というような事業で、いろんな事業について、国が交付金を出して事業を何とか守ろうというようなことで、会社に対して、事業に対しての臨時交付金というのが多かったんですよ。企業も受けるようにと、町村もそれを受けて、そのような方向で何かできんかということであって、この臨時雇用は全く考え方が違うんですよ。

今回、県のいろんな指導要綱だとかありますが、国全体が今回、菅さんが総理大臣になりましたが、そのときに彼が言っておることは、総理大臣ですが、雇用です。一に雇用、二に雇用、三に雇用なんです。いかに今の状況の中で失業者が多くて、全体的に大変だよと、だから雇用を何とかせねばいかんという、2年前からこの議会の中でも雇用問題については、臨時にどうしたらいいかというのは2年前にもう議会で議論をしたわけですよ。委員会でも出ておったはずですよ。その雇用に対する体制や考え方がきちんとできていないのではないかと。この蟹江町の中で、雇用創出するべきこと何かできんのかと。

例えば、先ほど話がありましたようにシルバーセンターの問題、シルバーでやってくれるような事業として何かやれないだろうか。補助金ばかりではいかんので、自分たちでも仕事を見つけて、人の仕事を確保できる体制はできんだろうか。シルバーセンターの充実の問題ってまずあるんですよ。町自身でやってもらいたい仕事は何が今あるんだと、例えば仕事を創出せないかんわけでしょう。仕事をつくらないかんわけですよ。公園の管理というのは

すぐできないだろうかだとか、こういう仕事はないだろうかといって、少しでも働けるような職場を確保するだとか、それが大事ですが、その基本的なものが出てないんですよ。

だから、場当たりの、これは全然雇用のためじゃないんですわ、これは一つの企業へ委託するだけです、委託事業ですよ。確かに委託すればその先は仕事がありますよ。それではない、基本的には必要な会社、会社あると思うんですよ、いろんな会社でも臨時に雇用してくださる、安定所へ出すと、そうすると一定の金はおりるんですよ。そういう制度も今あるわけ。安定所へ行ってやると今臨時雇用で半年間はいいいわけ。続けてやろうと思うと、1年区切ってまたやるだけだね。

いろんなシステムありますけれども、何とか蟹江町の失業者をないように、働ける場は何かないと、緊急雇用創出対策推進本部だとか、そういうものが町全体でできないかんわけです。看板ありますよ、入り口を入ったときに何か書いてありますよ、雇用問題相談所って紙が張ってありますが、今のお話を聞いておる限り、真剣に臨時雇用の問題についてどうしたらいいんだと。これは今1,000万ついておりますけれども、県から来ておりますが、これから間違いなく国で臨時雇用に対する方向の予算だとか、交付金だとか、いろんな形で必ずおりてくるんですよ。そのときに受け入れ体制がないといかんということ。町がもっと積極的にこういう制度やなんかあるならば、これ1年だいいますけれども、継続ということだであるでしょう。電化製品やなんかそうだね、エコポイント制度だとかいうように。

今の政治の基本は雇用なんですよ。その雇用に対する考え方が甘くはないか、あんたたちは。もっと真剣に蟹江町の失業者の人たちをどう救うんだと、蟹江町でできることはないかというムードや体制や対策でなけりゃいかんですよ。話聞いとったって全然伝わってこんでしよう、そんなもの。1,000万県に言って来る、半分は町が出すけれども、そんなことじゃないですよ。必要だったら3,000万だって5,000万だって体制を立てないかんということ。そういう体制や対策がないから、我々の質問に対して全然響いてこないの。簡単なこと書いてそれでお金つけりゃ、これで予算が通りゃ、ここのところへ必要かどうか知らんよ、1,000万ぼんと金かけてものをつくっていただけだね。だれが喜ぶの。1,000万を2,000万の予算組んで、例えば半年間、大体1時間830円ですわ、最低がね。830円で雇用して、それを3カ月だとか半年間働いてもらおうと、計算して一体何人雇用が守れるの。そういうことを自治体が真剣に考えてくださいということが基本なんだから、その基本に基づいて、足りなけりゃどうしたらいいのかと。それから、そういう困った人たちの相談口をやる、ハローワークにも出す、商工会を通じて企業にも働きかけると、こういう体制ちっともないじゃないですか、今。観光もいいですよ、それは。観光ばかりしとっていいかんですけども、やっぱり今大事なことをね、全然伝わってこないですよ。今私がそう言ったからといって体制ができるわけではないですけども、もう少し真剣に、今一番やってほしいことなんですよ、この雇用ということ。一番やってほしいことだけにはやっぱり力強く体制を立ててやってもらいたい

んですよ。

そういう意味で、私はこの薄っぺらな予算書、何の心も伝わりやせん。町の姿が見えないんですよ。こういう薄っぺらな予算、補正予算ですがね。これ以上私が要らんこと言って威張っってもいけませんので遠慮しますが、ぜひ恥ずかしい蟹江町になってほしくないんですよ。蟹江町は雇用創出については相当力を入れておる蟹江だと、こういうものが目に見えてもらいたいもんですから、いろんな今担当者が説明されましたことは事務的な説明ですわ。事務屋の話ばかりですよ。そういう意味でぜひ伝わるように、私も、小原さんも、中村さんも、3人もこの問題については鋭く感じておるんですよ。こんな蟹江でいいのか、これではいかんですよ。だから、真剣にもう少し、国からも雇用創出という問題について必ず来ますよ、これは。それが政治ですよ、わかるでしょう、総理大臣だれがなったということ。今、内閣がどうやってできて、内閣はどういうように仕事をやろうとしているか、それは必ず自治体に戻ってきますよ。だったら自治体が逆に上げるのがチャンスですわ、今。それが政治だというふうに思いますので、ぜひそういう方向でもう少し真剣に雇用対策等々についてご検討を願いたい。

○議長 伊藤正昇君

菊地久君、これ要望ですか。

○10番 菊地 久君

町長さんをお願いします。

○町長 横江淳一君

大変叱咤激励いただきまして、ありがとうございます。緊急雇用対策も含めて雇用の重大さは十分わかっておりますし、今言われましたように菅内閣、これからどういう対策を打ち出されてみえるかわかりません。我々もしっかりそれを見据えて頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第59号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第6 議案第60号「平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第60号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第7 議案第61号「平成22年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第61号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第8 議案第62号「平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第62号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第9 議案第63号「平成22年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第63号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第10 議案第64号「平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第64号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第11 議案第65号「平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第65号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第12 認定第1号「平成21年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月14日、15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

私は、本決算認定に反対の立場から討論を行います。

反対理由の第1でございますけれども、平成21年度はまさに、一昨年秋以降、日本経済はかつて経験したことのないスピードで悪くなりました。派遣切りで職と住居を同時に失った労働者が急増し、資金繰りの悪化や仕事の減少で中小企業が塗炭の苦しみを訴えるなど、国民は大変な悲鳴を上げていました。ところが麻生内閣は、こうした国民の悲鳴にこたえず、日本経済の根本にある大企業中心主義、アメリカ言うなりの経済路線にしがみつき、そのツケを消費税増税として国民に押しつけるルールを敷こうといたしました。こうした麻生政権に国民は7月の総選挙で決定的な大敗北を与えたことは、皆さんもご承知のとおりでございます。

それでも麻生内閣は、選挙向けに一定のばらまきの諸施策を行いました。定住自立圏構想や第27次地方制度調査会での西尾発言による基礎自治体、こういう役割を發揮できているかどうか、この蟹江町の問題で今申し上げるわけでありましてけれども、この麻生内閣がばらまきということで3つの施策を行いました。1つは、3つの交付金制度の創設でありました。

これは先ほど菊地議員がいみじくも触れましたように、雇用創出のため、あるいは地域経済を活性化するための目的を持ったものでありました。2つ目は、地方税の減収対策として、地方交付税を増額いたしました。3つ目は、道路特定財源の一般財源化措置を行いました。これは地方自治体としては実財源として自由に使える財源で、住民の要求にこたえることのできる有効な財源でございました。だからこそ本決算は過去最高の決算額になっているのであります。政府のとったこの3つの措置は、できるだけソフトの事業で暮らし、福祉を充実させ、営業を守るなど住民の窮状を打開するために有効に活用していただきたいというものであります。

しかし、蟹江町はどうであったか。先ほど来の論議であるように、そういうことを全く感じない決算の内容になっているとすることができると思います。したがって、反対の理由の第1がこの蟹江町の内容であります。

つけ加えて申し上げますと、先ほど言いました基礎自治体というのは、これは第27次地方制度調査会の西尾会長の発言の中に出てきているんですね。つまり、今後は人口10万以上を基礎自治体にするのか、あるいは人口5万以上のしかも基礎自治体としての能力を発揮できる自治体に周辺の地域をまとめる、そういう力を合わせることによって基礎自治体とするのか、これから方向を決めたいという発言があったんですね。しかも、今度民主党の総務大臣に就任された片山善博さんは、この西尾さんの愛弟子であります。地方制度調査会の副会長でもありました。だから今後、地方制度というのはそういう見方でくると思うんだよね。私は意識的にまちづくり問題でそのことを聞いておるわけでありまして、そういう基礎自治体として例えば蟹江が人口5万と、蟹江町の都市計画を見ましても人口5万なんていう目標はありませんけれども、しかし、人口5万になって基礎自治体の役割を果たせるような能力のある自治体になれるかどうか、ここところが問題だと私はずっと見ながら発言してきておるわけでありまして、そういう姿が全く見えてこない。ここに大きな問題があると私は常々思っているわけでありまして、私はそういう観点で反対をするわけでありまして、

反対理由の第2は、派遣切り、雇い止めなどで失職した大変な住民への救済措置を緊急に行うべきところであった。県知事の要請もありました。蟹江町議会の議会側の予算の修正要求もありました。それにもかかわらず、結局その期待が外れた決算の内容になっているとすることができると思います。

3つ目でありまして、きらっと輝く自主自立のまち蟹江ということもうたい文句でありますけれども、こういうまちを目指すとするならば、自主財源づくりや、あるいは地域再生の方向性ですね、住民にきちっと、あるいは議会にきちっと示すべきところでありまして、全く見えてきません。ここにもそういう能力を備えているのかどうなのかという点でかなり疑問を抱かざるを得ないわけでありまして、21年度決算の内容はまさにそういうことを憂えさせる内容のものであると言わなければなりません。

以上の理由で反対をいたします。

○議長 伊藤正昇君

次に、賛成討論の発言を許可いたします。

○5番 高阪康彦君

5番 清新クラブの高阪康彦です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

平成21年度一般会計の決算につきましては、歳入は、町税を初め地方譲与税及び自動車所得税交付金等が減収したものの、国の地域の経済対策である定額給付金や地域活性化の各交付金の増に伴う国庫支出金を初め、地方消費税交付金及び地方交付税交付金等が増収したため、対前年度比11.7%増となり、総額105億900万円余を決算することになりました。

次に、主な歳出は、小・中学校のパソコン整備やデジタルテレビ、電子黒板の設置を初めとする国の地域活性化等関連事業、第4次蟹江町総合計画策定事業、妊婦健康診査等の母子健康事業、がんばる商店街推進事業、15m級はしご付消防ポンプ自動車整備事業及び20年度からの継続事業である蟹江町給食センター建設事業等でありました。また、定額給付金等の20年度からの繰越事業も完遂し、歳入の大幅増収もあり、対前年度比10.5%増の総額100億1,000万円余を決算することになりました。所期の目的は達成されていると考えます。

したがって、平成21年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定については賛成をいたします。

○議長 伊藤正昇君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

認定第1号「平成21年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第13 認定第2号「平成21年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

私は、平成21年度蟹江町国民健康保険特別会計決算認定についての反対討論を行います。

まず、私が一般質問でも申し上げましたように、国保事業を取り巻く状況は極めて深刻であります。高過ぎる国民健康保険料で、全く非情な滞納政策、ふえ続ける無保険者、貧困と格差が広がる中で、全国的に市町村国保が危機的状況になっていることについては、今日だ

れもが認めるところであります。現に蟹江町でも、国保税が高過ぎて払えない、国保税を払えないために保険証をもらいにいかず、高血圧で医者にもかかれず、結局、母親は他界してしまいましたとの訴えなど、住民の悲痛な叫びが頻繁に聞こえてきます。国保発足当時の国民皆保険などということは到底言えない事態になっているところであります。

このようなときにこそ、住民の皆さんが気軽に払える国保税にする努力を払わなければならないのに、なかなかそういう努力が払われていないことが認められます。例えば国保安定化基金や繰越金を最大限に使って国保税を引き下げ、気軽に納められる国保税にする努力を払うこと、あるいは一般会計からの繰り出しも考慮して、国保税の引き下げを行うなどがございます。蟹江町では今年度、つまり21年度決算ではありませんでしたけれども、今年度はこの繰り出しを逆に削ってしまう方向にいたしました。まさにそういう住民に温かい行政を行うという、こういう視点が全く感じられない状況であります。

3番目に、暮らしの弱者に対して窓口負担の低減を図ったり、あるいは気軽に医者にかかり、軽症のうちに病気を治して、総体的に医療費の軽減を図る総合的な国保行政になっていないという、こういうことが言い切れる決算になっていると言わざるを得ません。

以上の理由によりまして、本決算認定に反対であります。

○議長 伊藤正昇君

次に、賛成討論の発言を許可します。

○12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三です。

私は、賛成の立場から討論を申し上げます。

少子高齢化の急速な進展によりまして、医療保険制度の役割はますます大きくなっております。国民健康保険制度は、地域医療保険の中核を担うとともに、町民の健康保持と最適な医療制度の確保のため運営がなされているものでございます。

今後とも給付と負担の公平を図るとともに、収納率の向上に一層努力されますよう要望申し上げます。以上、本案に賛成といたします。

○議長 伊藤正昇君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

認定第2号「平成21年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第14 認定第3号「平成21年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」

を議題といたします。

本案は、去る9月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第3号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第15 認定第4号「平成21年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第4号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第16 認定第5号「平成21年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第5号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第17 認定第6号「平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○6番 林 英子君

6番 日本共産党 林英子です。

21年度介護保険管理特別会計決算に反対の立場から討論を行います。

介護保険法施行から10年がたちました。介護保険の主な問題点は、何といても高い保険料、利用料の重い負担、サービス施設の不足、今も特養ホームで多くの待機者を出しております。カリヨンで聞いてみましても、蟹江町の待機者が180人近くいるというふうに聞いております。実態にそぐわない状態が依然として続いております。介護を必要とする人に認定のおくれが出ているのも事実であります。21年度末で基金として6,758万円強ありますし、翌年への繰越金として3,300万円、合計1億円強、決算で残しております。

3月の予算の折に、共産党は、厚労省で出されました通達を示しまして、介護保険給付費保険準備基金については、各保険者において最低限必要と認められる額を除いて、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものである、そのように書いております。厚労省のこれは通達文であります。長々と文章がありますが、あとは言いません。それは、介護を受ける人、介護をする人、その施設等、本当に暮らしを守るためのお金を有効にしようということです。

2年後には第5期の介護報酬、診療報酬、介護認定の見直しがあります。一日も早い相談窓口、いつも言っております包括支援センターなどをつくる、一向に住民に見えてきません。この決算を見ても内容を精査しても見えてきません。

よって、この決算には反対です。

○議長 伊藤正昇君

次に、賛成討論の発言を許可します。

○12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三です。

私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成21年度から23年度の第4期介護保険事業計画の最初の1年の決算案であります。保険料が改定されましたが、第1、第2段階及び第4段階の保険料減免等のために支払準備基金から繰り出されるなど負担軽減にも配慮をされています。また、被保険者数、要介護認定者数、介護サービス受給者数など毎年ふえ続け、保険給付費は平成20年度と比較して約9.7%増加していますが、要介護者、要支援者にはなくてはならないサービスでありますので、今後も健全な運営を行っていただくことをお願い申し上げまして、賛成といたします。

以上です。

○議長 伊藤正昇君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決します。

認定第6号「平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第18 認定第7号「平成21年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第7号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第19 認定第8号「平成21年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第8号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第20 認定第9号「平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○6番 林 英子君

6番 日本共産党 林英子です。

平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算に反対の立場から討論を

行います。

後期高齢者医療制度が始まって2年半をたとうとしていますが、この制度に対する高齢者を初めとする国民の怒りはおさまっておりません。75歳という年齢を重ねただけで、今まで入っていた国保や健保から追い出され、2年ごとに際限なく保険料が引き上げられます。受けられる医療内容も別建てで差別されるという、この制度の本質的な問題は今までの政府、自民党、公明党によるたび重なる見直しがあっても解決されていないことです。まさにうば捨て山制度と言われる後期高齢者医療制度は早急に廃止すべきものであります。無年金や低年金の所得者から保険料を取り立てるべきではないのです。そして、広域連合や国へ保険料の減免などを町長に申し入れていただきたい、そういう願いの声を訴えておりますが、一向に後期高齢者医療制度、この保険事業の充実が成り立っておりません。これを変えていこうという姿勢も見受けられません。

国保料の1年以上の滞納者は県で1,456人です。短期保険証の交付は226件です。保険証が渡っていない人もあるという、広域連合によってお聞きしております。こんなに住民に歓迎されない制度は一日も早く廃止すべきです。蟹江町の保険料の未納者も6人おみえになりますし、収入未納額も100万を超えているというのが実態であります。

よって、この後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については反対であります。

○議長 伊藤正昇君

次に、賛成討論の発言を許可します。

○4番 米野秀雄君

4番 清新クラブ 米野秀雄でございます。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

後期高齢者医療保険制度が始まって2回目の決算でございます。本会計は、愛知県後期高齢者医療広域連合が保険給付事業を行うための保険料や町負担金の療養給付金等であります。また、国では、新しい医療制度について、平成25年度の施行を目指して、高齢者医療制度改革会議等で議論されておりますが、今後とも広域連合と連携し、健全な運営を行っていただくことをお願いし、賛成いたします。

以上です。

○議長 伊藤正昇君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立による採決をいたします。

認定第9号「平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第9号は原案のとおり認定されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第21 認定第10号「平成21年度蟹江町水道事業決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第10号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第10号は原案のとおり認定されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第22 発議第8号「憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

中村英子君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○8番 中村英子君

それでは、ご提案申し上げます。

発議第8号でございますけれども、議案の朗読をもちまして提案とさせていただきますので、お願いをいたします。

発議第8号「憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成22年9月22日提出。

提出者、蟹江町議会議員、中村英子。

賛成者、同じく奥田信宏、同じく猪俣二郎、同じく松本正美、同じく菊地久、同じく小原喜一郎でございます。

次ページをお願いいたします。

憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書(案)でございます。

憲法前文に「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とし、第9条に戦争放棄と戦力及び交戦権の否認を定めています。

そして平和的生存権は、日本国憲法の特徴であるとともに、すべての基本的人権の基礎です。それは、名古屋高等裁判所が、2008年4月17日判決で、「憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされるような場合」をあげ、平和的生存権の具体的権利性を例示しています。平和的生存権を基底的権利として、生存権（25条）、勤労権（27条）などがあるのです。

そして、日本が世界で唯一の核被爆国であり、「原子爆弾の出現」がヒロシマ、ナガサキを繰り返すなどした日本国憲法の原点ともなりました。1972年の沖縄返還に当たって、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を国是としました。

ところが、いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書において、日米両国間には、核搭載艦船の寄港が事前協議の対象か否かに付き、明確な合意はないが、解釈の違いを確認することなく、あいまいなままにしておく「暗黙の合意」という広義の密約が存在したとされています。

これを受け、政府が過去の見解である「事前協議がなかった」という説明から、核を搭載した艦船の寄港はなかった」という説明を「なかったとは言い切れない」と変更しました。

名古屋港、三河港を抱え、自衛隊小牧基地を抱える愛知県では、これまでに入港した艦船を始めとして、「なかったとは言い切れない」とされては、多大な不安と動揺を与えるもので、まことに憂慮すべき事態です。

よって、蟹江町議会は、国において、住民の不安の解消と生命の安全確保のため、地方自治法第99条の規定により、衆参両議院議長、内閣総理大臣、外務大臣に対し、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすこと。
2. 非核三原則を厳正に遵守すること。

平成22年9月22日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

（8番議員降壇）

○議長 伊藤正昇君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第8号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第23 発議第9号「30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

奥田信宏君、ご登壇ください。

(14番議員登壇)

○14番 奥田信宏君

それでは、ご提案を申し上げます。

朗読によってご提案を申し上げたいと思います。

発議第9号「30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成22年9月22日提出。

提出者、蟹江町議会議員、奥田信宏。

賛成者、猪俣二郎、同、松本正美、同、菊地久、同、小原喜一郎、同、中村英子でございます。

それでは、次のページで意見書の案を朗読させていただきます。

30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書(案)。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちをとりまく教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援を必要とする子どもや日本語教育の必要な子どもが依然多く、適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。これらの解決にむけ、子どもたちにこれまでも増してきめ細かくに対応するためには、学級規模の縮小は不可欠であり、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編制を30人以下とすべきである。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分

の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、そのために、義務教育費国庫負担制度を堅持すること、また、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、平成23年度の政府予算編成にあたり、国段階における30人以下学級の実現と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月22日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(14番議員降壇)

○議長 伊藤正昇君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第9号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第24 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調

査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 伊藤正昇君

お諮りをいたします。

本定例会の会議に付議された事件はすべて議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で平成22年第3回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時46分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

伊藤正昇

9番議員

黒川勝好

10番議員

菊地久